

外食協ニュース

第183号

平成29年1月4日

一般社団法人 日本外食品流通協会

TEL 03-5296-7723

外食協 尾家亮会長 新年ご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、健やかに新春を迎えられましたこととお慶び申し上げます。

さて、農水省の発表によれば、最近の飲食料の国内市場規模は76.3兆円で、その中において、我々外食品流通業界が担当する外食産業は25.1兆円（33%）の規模とされています。

これらの市場の需要と供給はその時々政治・経済・社会の情勢によって、刻々と変化していることは当然であり、世界的な影響要因は経済格差、所得格差、テロ等を背景に、反グローバル化、保護主義化の台頭です。

一方、わが国においては、少子高齢化、人手不足、TPP問題等から食品市場を限定的に見ても、百貨店・量販店の低迷、安値志向、農業人口の高齢化と廃業化、また、単身者の増加、個食化等、数多くの問題点が噴出しています。

その中において我々の業界が一番直面しているのが、人手不足問題、業務合理化問題大手ホールセラーとの販売競争、安値対応等であると思われま。

そのためには、幹部社員がその日の配送に追われていたのでは進歩がありません。

これらの変化にどの様に対応しておられますか。

やはりその時、その時代に的確に対処していくため 勉強していく必要があると思います。

それらのニーズに応じていくため、協会が開催する講演会、勉強会、情報交流会、各地の展示会、そして各支部の総会等に積極的に参加して自社にマッチした解決策を見出し、外食会社にとってなくてはならない存在の会社として発展していかなければなりません。

どうか今年度が皆様方にとって素晴らしい年になりますよう祈念して年頭の挨拶とします。

平成28年度第4回理事会及び平成29年業務用食材卸業合同賀詞交歓会の開催

(一社)外食協は、年初めに標記会合を開催することで、会員及び関係者に昨年11月に通知致しました。

理事会 合同賀詞交歓会の日に合わせ、以下により開催する。

- 日時：平成29年1月16日（月）14時～16時、
- 場所：帝国ホテル「蘭の間」、
- 議題：
①平成29年度暫定予算（案）について、②平成28年度展示会事業（外食産業フェア）の収支報告について等

合同賀詞交歓会 (一社)外食協及び全給協の2団体が共催で、以下により開催することで、平成28年11月9日に別途文書を発出。 1. 日時：29年1月16日（月）16時30分～18時30分、2. 会場：帝国ホテル。 3. 参加予定者：350人。今回は外食協が幹事担当

平成29年度定時総会、第1回理事会等の開催予定

役員会等名	日 時	場 所
平成29年度第1回理事会	5月11日（木）14:00～16:00	KKR HOTEL TOKYO
平成29年度定時総会	5月29日（月）13:30～15:00	
講演会	” 15:10～16:30	KKR HOTEL TOKYO
情報交流会	” 16:40～18:30	
第2回理事会	8月2日（水）14:00～16:00	KKR HOTEL TOKYO
第3回理事会	11月15日（水）13:00～15:00	
講演会	” 15:10～16:30	KKR HOTEL TOKYO

情報交流会	〃	16：40～18：40	KKR HOTEL TOKYO
第4回理事会	1月(未定)日		帝国ホテル予定

「スマイルケア食」のマークの表示の枠組みについて

1月30日(公財)食品流通構造改善促進機構の説明会での概要を報告いたします。スマイルケア食表示枠組みが必要なのは、表示の不統一により在宅ケア担当者と病院間で食事に関する情報の共有化が行われず、入退院に伴う要介護者の健康維持に支障が生ずるため。スマイルケア食識別マークを付ける場合、農林水産省が28年11月30日に定めた「スマイルケア食識別マーク利用許諾要領」に基づき、青色マークについては、栄養素等基準に適合することをメーカー自身が「自己適合宣言」をしたもの、黄色マークについては、そしゃく配慮食品の日本農林規格のJASマークが付けられたもの、赤色マークは消費者庁の特別用途食品表示許可制度の規格を満たしたもので、農林水産省に申請し内容適正と認められれば表示が行える。利用許諾要領の詳細は以下を参照下さい。

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/seizo/attach/pdf/kaigo-9.pdf>

平成29年度税制改正での機械装置等導入にかかる特例制度のご紹介

○中小企業経営強化税制の創設

青色申告書を提出した中小企業者等(資本金が1億円以下の法人等)で経営力向上計画の認定を受けたものが、一定規模以上(機械装置160万円以上等)の生産性向上設備(旧モデル比年1%以上生産性が改善する機械装置)、収益力強化設備(年平均投資利益率が5%以上となることを経産大臣の確認を受けた機械装置)を平成29年4月1日～31年3月31日までの間に取得し設置した場合、即時償却又は7%の税額控除が適用されます。

○中小企業投資促進税制の延長

中小企業(資本金が1億円以下の法人)等が一定規模以上(機械装置160万円以上等)の機械装置等を平成29年4月1日～31年3月31日までの間に取得し設置した場合、取得価格の30%特別償却(資本金3,000万以下の法人は7%の税額控除の選択)が適用されます。

[支部だより]

近畿支部賀詞交歓会の開催

近畿支部は、新年賀詞交歓会を以下により開催。

開催日時：29年1月12日(木) 15：00～17：00 会場：ホテルニューオータニ大阪